

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社ぐるなび
代表取締役社長 久保 征一郎

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階 ラ・ローズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第18期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第18期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 株式会社インターネットなび東京との合併契約承認の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gnavi.co.jp/company/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復が景気をリードして緩やかな拡大傾向となり、また所得、雇用情勢の改善が続き、個人消費も底堅い動きを示しました。

当社サービスの対象である外食産業では、社団法人日本フードサービス協会の外食産業データによれば、平成18年4月～平成19年3月の新規出店も含めた全業態の売上高は前年度比103.5%、客数は102.2%、客単価も101.3%と前年度を上回りました。特に平成19年1月～3月の伸びが大きく、順調に回復しております。

このような環境のもと、当社は、基盤事業の拡大および関連事業の推進、ならびに当社サイトの価値を高めるための活動について以下のとおり取り組んでまいりました。

(基盤事業の拡大)

基盤事業を拡大するための活動といたしましては全国での総加盟店舗数の増加を図ると同時に、顧客満足度の向上を重要課題として以下の施策に取り組みました。(1) 50万店の店舗情報をデータベース化し、常に最新の情報に更新することで有料会員への加盟促進 (2) 3ヶ月無料お試しキャンペーンの実施 (3) 営業がチームとして加盟店の獲得・フォローを行うことで、新規有料会員の獲得・既存店の増額と同時に顧客満足度の向上、などの施策に取り組みました。

また、当社は基盤事業拡大の過程において構築したぐるなびオリジナルコミュニケーション力を活用して、日本の外食産業およびそれを取りまく産業を活性化すべく、オリジナルB to B 事業に着手いたしました。また、情報プラットフォームとしての役割を担うべくコミュニケーションサイト「ぐるなびPRO」をリニューアルいたしました。

(関連事業の推進)

関連事業については、まず宿泊予約・旅情報サイト「ぐるなびトラベル(インターネット版 旅の手帖)」のトップページを検索しやすいようにリニューアルするなど、“グルメな宿のぐるなびトラベル”のサイトカラーをより明確にいたしました。また、全国のスキー場検索サイト「SURF&SNOW」では、満10周年を迎え、ウィンターレジャーの総合サイトとしてリニューアルオープンいたしました。また、子会社のジョイジョイ株式会社が結婚式会場情報を提供する「ぐるなびウェディング」は、平成19年3月1日で満1周年を迎え、関東エリアの他「ぐるなびWedding関西版」をスタートさせるなど、関西エリアの結婚式会場の旬な情報も提供できるようになりました。同じく子会社のぐるなび上海社(商号:咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司)では、海外におけるぐるなび事業の成功モデル確立に向けて上海オンライン社と提携し、メディアパワーの拡大を図りました。

(当社サイトの価値を高めるための活動)

当社サイトの価値を高めるためには、PC・モバイル分野においてユーザーの利便性向上をさらに図ることが重要であると考えております。PCにおいては、①検索エンジンの強化 ②店舗ページのリニューアル ③全国約50万店の店舗データ掲載 ④グルメのコミュニティサイト「みんなのロコミ」機能強化などの施策を行いました。モバイルにおいては、①パーソナライズ化 ②リコメンド機能追加 ③ジョルダンとの提携 ④検索エンジンの強化 ⑤全国約50万店の店舗データ掲載 ⑥「au」との連携強化などの施策に取り組みました。また、NTTDoCoMoの公式サイトとして、来日旅行者と在日外国人ユーザー向けのニーズに対応するべく、日本最大の英語版飲食店検索モバイルサイトを開設いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、11,746百万円(前期は8,649百万円)、経常利益は1,240百万円(前期は1,321百万円)、当期純利益は565百万円(前期は665百万円)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

特記すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資額は、総額1,544百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得および本社事務所増床などの敷金・保証金であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

- ④ 他の会社の事業の譲受け
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期 (当期)
	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
売 上 高 (千円)	—	—	8,649,561	11,746,182
経 常 利 益 (千円)	—	—	1,321,393	1,240,157
当 期 純 利 益 (千円)	—	—	665,877	565,059
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	2,606.51	2,196.85
総 資 産 (千円)	—	—	7,920,129	8,037,391
純 資 産 (千円)	—	—	6,397,258	6,553,953
1株当たり純資産額 (円)	—	—	24,781.65	25,273.98

- (注) 1. 第17期より連結財務諸表を作成しているため、第15期及び第16期については記載しておりません。
2. 第18期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期 (当期)
	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
売 上 高 (千円)	3,531,537	5,597,837	8,605,004	11,543,662
経 常 利 益 (千円)	471,020	890,003	1,453,120	1,527,400
当 期 純 利 益 (千円)	298,663	497,462	793,431	712,718
1株当たり当期純利益 (円)	51,761.42	10,776.92	3,105.81	2,770.91
総 資 産 (千円)	1,874,420	2,735,256	7,992,012	8,225,458
純 資 産 (千円)	1,145,894	1,643,357	6,525,288	6,755,667
1株当たり純資産額 (円)	198,595.24	35,601.32	25,277.61	26,352.99

- (注) 1. 第16期は、平成16年9月22日をもって普通株式1株を8株に分割いたしました。この株式分割の結果、株式数は40,390株増加し、当社の発行済株式の総数は46,160株となりました。
2. 第17期は、平成17年8月19日をもって普通株式1株を5株に分割いたしました。この株式分割の結果、株式数は205,076株増加し、当社の発行済株式の総数は256,345株となりました。
3. 第18期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループのサービスの対象である外食業界は、中食市場の伸張、新規店と既存店あるいは業態間での競争、団塊世代の大量退職による客層の変化など、楽観視できない状況が続くと思われまます。

かかる環境の下、当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであると認識しております。

① ブランド力の強化

当社のビジネスにおいてブランド力があるということは『ぐるなび』の媒体価値の向上につながっております。当社は今までになかった『ぐるなび』という食に関するサイトの立ち上げを行い、これを認知していただくことによりブランドを築き、ユーザーに対して飲食店を選ぶ際『ぐるなび』を見てから選ぶというライフスタイルを定着させてまいりました。しかしながら、後発他社との競合もあり、より圧倒的なブランド力を築き上げていくことが当社の課題であります。

② ユーザー利用の促進

・ ページビュー数

ページビュー数の増加は加盟店にとって『ぐるなび』の媒体価値を高めることにつながります。また、加盟店の情報をユーザーに提供するだけではなく、BtoC等の事業を展開していくためにもページビュー数を増加させることが重要です。現状では平成19年3月期中に月間590百万ページビューに達しておりますが、これをさらに増加させていくことが課題であります。

・ ぐるなび会員（登録ユーザー）数

当社ではぐるなび会員という制度を設定しております。これは、ユーザーが属性を登録することによって『ぐるなび』の機能をより便利に利用できるものであります。このぐるなび会員制度によってユーザーを囲い込むことができると同時に、ユーザーの利用傾向の分析や加盟店の販促にも利用することができます。このようにぐるなび会員の獲得は、当社のビジネスをより進化させていくためには不可欠となっております。現状では平成19年3月31日現在でぐるなび会員数は515万人であります。今後ユーザーが会員登録をすることによるメリットを強化して、ぐるなび会員数を維持・増加させることが課題であります。

③ 顧客満足度の向上

今後、更なる収益拡大を図るには、顧客満足度を向上させなければなりません。平成18年12月に営業体制を個人主体の営業活動からチーム体制での営業活動へと変更したことで顧客満足度の向上に努めておりますが、これをさらに向上させていくことが課題となります。

④ 人材の確保

当社事業の拡大において、優秀な従業員の確保は不可欠であり、また、そうした人材の定着が重要であります。当社では、公正な評価基準及び成果に連動した給与体系の構築やコンプライアンス上重要な問題について迅速な把握を行う経営体制の構築に取り組むなど、労働環境の整備及び改善を課題と認識しております。

21世紀の食生活を豊かにするために進化し続ける当社グループは、基盤事業および関連事業を推進し一層の収益基盤の強化を図るとともに、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・携帯電話などによる飲食店のインターネット検索サービスその他関連する事業であります。

(6) 主要な営業所 (平成19年3月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都千代田区
北海道営業所 北海道札幌市中央区
仙台営業所 宮城県仙台市青葉区
埼玉営業所 埼玉県さいたま市大宮区
千葉営業所 千葉県船橋市
横浜営業所 神奈川県横浜市神奈川区
名古屋営業所 愛知県名古屋市中区
京都営業所 京都府京都市下京区
関西営業所 大阪府大阪市北区
神戸営業所 兵庫県神戸市中央区
広島営業所 広島県広島市中区
福岡営業所 福岡県福岡市中央区
沖縄営業所 沖縄県那覇市

- ② 子 会 社
ジョイジョイ株式会社 東京都千代田区
株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ 東京都千代田区
咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社) 中国 (上海市)

(7) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
675名	102名増	30.8歳	2.2年

- (注) 1. 使用人数には臨時使用人 (期中平均211名) は含んでおりません。
2. 増加の主な原因は、事業の拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
604名	90名増	31.1歳	2.3年

- (注) 1. 使用人数には臨時使用人 (期中平均53名) は含んでおりません。
2. 増加の主な原因は、事業の拡大によるものであります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
ジョイジョイ株式会社	112百万円	95.00%	結婚式場等のウェディング総合情報サイト運営
株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ	230百万円	100.00%	飲食店への巡回を通じた情報提供・情報収集業務、ぐるなび等の商品およびサービスの案内・申込み取次業務、セールスプロモーション事業
咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社)	350百万円	54.29%	上海におけるインターネットを活用した飲食店のPRおよび販促活動支援事業

(9) 主要な借入先及び借入額の状況（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成19年3月15日付をもって株式会社NKBホールディングス、株式会社エヌケービー、株式会社フジトラベルセンター及び株式会社インターネットなび東京との間で、当社を存続会社とする吸収合併を含むグループ再編にかかる基本合意書を締結いたしました。

① 基本合意の概要およびその後の経過

イ. 平成19年4月20日付をもって株式会社NKBホールディングスを存続会社、株式会社エヌケービーおよび株式会社フジトラベルセンターを消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(注) この吸収合併の効力発生と同時に存続会社である株式会社NKBホールディングスは、株式会社エヌケービー（以下、「新NKB」といいます。）へと商号変更いたしました。

ロ. 平成19年5月24日付をもって新NKBを分割会社、株式会社インターネットなび東京を承継会社とする分割型吸収分割をいたしました。

(注) この分割型吸収分割に伴い新NKBが行う「Let's Enjoy TOKYO事業」及びイ.の効力発生後において新NKBが保有する当社株式88,580株すべてを、株式会社インターネットなび東京が承継いたしました。

ハ. 平成19年10月1日付をもって当社を存続会社、株式会社インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併を行うため、平成19年5月25日付をもって合併契約書を締結いたしました。

② 当社を存続会社とする吸収合併にかかる合併契約の承認について

当社を存続会社、株式会社インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併にかかる合併契約につきましては、本定時株主総会において株主の皆様への承認をお願いいたしたいと存じます。

その詳細につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類48頁から53頁をご参照ください。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 920,000株
- ② 発行済株式の総数 258,930株
- ③ 株主数 16,065名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社NK Bホールディングス	64,620株	25.2%
滝久雄	50,240株	19.6%

- (注) 1. 出資比率は自己株式（2,577株）を控除して計算しております。
2. 株式会社NK Bホールディングスは、平成19年4月20日付をもって株式会社NK Bホールディングスを存続会社、株式会社エヌケービーおよび株式会社フジトラベルセンターを消滅会社とする吸収合併を行い、この吸収合併の効力発生と同時に株式会社エヌケービーへと商号変更いたしました。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成19年5月24日現在における発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社インターネットなび東京	88,580株	34.6%
滝久雄	50,240株	19.6%

- (注) 1. 出資比率は自己株式（2,577株）を控除して計算しております。
2. 株式会社インターネットなび東京は、平成19年5月24日付をもって株式会社エヌケービーより「Let's Enjoy TOKYO事業」及び当社株式88,580株を承継する分割型吸収分割を行いました。

② 当社は、平成19年3月31日現在で2,577株の自己株式を保有しております。これに加え、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いいたします当社を存続会社、株式会社インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併におきまして、当社が承継する株式会社インターネットなび東京の資産の大部分に相当する当社株式88,580株を保有することになります。

また、当社は、上記合併により保有することになります当社株式88,580株のうちの一部(88,378株)を株式会社インターネットなび東京の株主に対し、代用自己株として交付するほかには、当社株式の発行・交付は行わないこととなる見込みです。

3. 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する事項(平成19年3月31日現在)

- イ. 平成15年6月25日開催の定時株主総会ならびに平成15年8月29日取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
11個(新株予約権1個につき40株)
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類
普通株式
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
440株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 900,000円(1株当たり 22,500円)
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
1株当たり資本金および資本準備金がそれぞれ11,250円増加する。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月1日から平成21年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
- (iii) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (iv) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	1個	40株	1名

ロ. 平成15年6月25日開催の定時株主総会ならびに平成16年3月31日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
8個（新株予約権1個につき40株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類
普通株式
- ・新株予約権の目的となる株式の数
320株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 900,000円（1株当たり 22,500円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
1株当たり資本金および資本準備金がそれぞれ11,250円増加する。

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月1日から平成21年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (iii) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - (iv) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7個	280株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ハ. 平成17年6月29日開催の定時株主総会ならびに平成17年11月25日取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
244個（新株予約権1個につき5株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類
普通株式
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
1,220株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,850,000円（1株当たり 370,000円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1株当たり資本金および資本準備金がそれぞれ185,000円増加する。
- ・新株予約権を行使することができる期間
 - 平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (iii) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - (iv) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	16個	80株	1名
社外取締役	8個	40株	1名
監査役	—	—	—

- 二. 平成17年6月29日開催の定時株主総会ならびに平成18年4月21日取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
 - 76個（新株予約権1個につき5株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類
 - 普通株式
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
 - 380株
 - ・新株予約権の払込金額
 - 無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,633,185円（1株当たり 326,637円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
1株当たり資本金163,319円および資本準備金163,318円が増加する。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (iii) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - (iv) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	16個	80株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する状況

- イ. 平成17年6月29日開催の定時株主総会ならびに平成18年4月21日取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
76個（新株予約権1個につき5株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類
普通株式

- ・新株予約権の目的となる株式の数
380株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,633,185円（1株当たり 326,637円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
1株当たり資本金163,319円および資本準備金163,318円が増加する。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (iii) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - (iv) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	60個	300株	8名
子会社の役員および使用人	—	—	—

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	久 保 征一郎	営業本部長 ジョイジョイ㈱代表取締役社長 ㈱ぐるなびプロモーションコミュニティ代表取締役社長 咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社) 董事長
取締役会長	滝 久 雄	㈱NKBホールディングス代表取締役社長 ㈱エヌケービー代表取締役社長 ㈱エヌケービーシステム開発代表取締役社長 ㈱フジトラベルセンター代表取締役社長 ㈱インターネットなび東京代表取締役社長
取締役副社長	倉 沢 仁	
常務取締役	香 月 壯 一	管理本部長兼管理部門長
取 締 役	鈴 木 清 司	技術部門長
取 締 役	湧 井 真由美	営業本部副本部長兼企画部門長
取 締 役	菊 池 俊 彦	咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社)総経理
取 締 役	福 島 常 浩	CRM部門（現マーケティング部門）長
取 締 役	中 島 邦 雄	
常勤監査役	増 本 愈	
監 査 役	平 松 一 朗	
監 査 役	広 瀬 明 彦	
監 査 役	森 本 友 則	エフェットホールディング㈱代表取締役

- (注) 1. 取締役中島邦雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役増本愈氏、監査役平松一朗氏、監査役広瀬明彦氏及び監査役森本友則氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役	中 島 邦 雄	政策研究大学院大学 ㈱バイオインダストリー協会	大学教授 副会長
監 査 役	平 松 一 朗	京浜急行電鉄㈱ ㈱エヌケービー	取締役相談役 取締役

4. 常勤監査役増本愈氏及び監査役森本友則氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤監査役増本愈氏は、三菱信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）において通算7年にわたり財務・会計分析に関する業務に従事しております。
 - 監査役森本友則氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9人	78,065千円
監 査 役	4人	9,000千円
合 計	13人	87,065千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月14日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月14日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社の業務執行者の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
- ・該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
社外監査役	森 本 友 則	(株)ミツエーリンクス	社 外 監 査 役

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中島邦雄	11回	85%	—	—
監査役 増本 愈	13回	100%	14回	100%
監査役 平松 一朗	7回	54%	10回	71%
監査役 広瀬 明彦	13回	100%	14回	100%
監査役 森本友則	13回	100%	14回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中島邦雄氏は、公正中立な立場から取締役の業務執行の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

監査役増本愈氏は、多企業にわたる監査業務経験に基づく助言、提言を

行っております。

監査役平松一朗氏は、大企業グループの経営トップとしての知見に基づく公平な助言、提言を行っております。

監査役広瀬明彦氏は、ユーザー的立場から営業活動全般への助言、提言を行っております。

監査役森本友則氏は、専門知識による会計、計数監査の視点から助言、提言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ. 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	5人	12,600千円

5. 会計監査人に関する事項

① 名 称 あずさ監査法人

② 報 酬 等 の 額

区 分	支 払 額
i 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円
ii 上記 i のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	16,000千円
iii 上記 ii のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記iiiの金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告にかかる内部統制についてのアドバイザー業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の合意に基づく監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」といいます。）を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。
- (2) コンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署としてコンプライアンス室を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。
- (3) 代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告しております。
- (4) コンプライアンス担当者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス・リスク統括部署であるコンプライアンス室に報告する体制を構築いたします。

また、従業員が直接報告することを可能とするコンプライアンス相談窓口を設置いたしております。

報告・通報を受けたコンプライアンス室はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、少なくとも10年間以上、適切に保存・管理しております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・計算書類の付属明細書
- ・稟議書
- ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) ①(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、リスク管理規程の制定にあたります。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。

(2) コンプライアンス室は、グループ全体のリスク管理に関する業務を所管しております。

(3) 内部監査を担当する監査室は、各部署のリスク管理の状況を監査しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- (1) 職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等 意思決定ルールの新設
- (2) 取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
- (3) 取締役会による予算の設定と、月次・四半期毎の業績管理の実施
- (4) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社およびグループ各社全体の内部統制に関する担当部署をコンプライアンス室とするとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
 - (2) 当社取締役およびグループ各社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任および権限を有します。
 - (3) 監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス室および(2)の責任者に報告し、コンプライアンス室は必要に応じて、(2)の責任者に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は監査役会および監査役の指示に従って監査役の職務を補助しております。
 - (2) 監査役会および監査役は、監査業務の必要に応じて、管理本部および監査室に属する従業員を、その職務を補助する者として指名することができますものとしております。(以下(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
 - (3) 取締役は、監査職務補助者が、監査役会および監査役の指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないものとしております。
 - (4) 監査職務補助者の解雇、配転、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談しなければならないものとしております。

⑦ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 取締役は、監査役会に報告すべき事項を定める規程を、監査役会と協議の上、制定しております。

取締役は次に定める事項を監査役会に報告しております。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議については、この報告を省略することができるものとしております。

- 1) 常務会で審議された重要な事項
- 2) 業務報告会（旧 経営会議）で審議された重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査に関する重要な事項
- 5) 重大な法令・定款違反に関する事項
- 6) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (2) 従業員は、(1) の3)、5) 及び6) に関する重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス相談窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとします。この場合、当該従業員に対する氏名秘とく等の保護措置に万全を期するものとします。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また、監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

- (2) 監査役会に対して、独自に顧問弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士に委任して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,292,618	流動負債	1,473,907
現金及び預金	3,010,805	支払手形及び買掛金	70,649
受取手形及び売掛金	1,849,618	未払法人税等	334,836
たな卸資産	11,702	ポイント引当金	16,401
繰延税金資産	96,787	未払金	675,980
未収入金	463,058	前受金	254,954
その他	104,438	その他	121,084
貸倒引当金	△ 243,791	固定負債	9,530
固定資産	2,744,772	その他	9,530
有形固定資産	511,263	負債合計	1,483,437
建物及び構築物	143,451	(純資産の部)	
その他	367,811	株主資本	6,480,455
無形固定資産	1,697,975	資本金	2,324,250
のれん	67,857	資本剰余金	2,874,730
ソフトウェア	1,528,884	利益剰余金	1,781,413
その他	101,234	自己株式	△ 499,939
投資その他の資産	535,533	評価・換算差額等	△ 1,395
繰延税金資産	24,405	為替換算調整勘定	△ 1,395
敷金保証金	468,376	少数株主持分	74,893
その他	42,751	純資産合計	6,553,953
資産合計	8,037,391	負債純資産合計	8,037,391

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,746,182
売 上 原 価		2,225,252
売 上 総 利 益		9,520,930
販売費及び一般管理費		8,277,738
営 業 利 益		1,243,192
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,195	
助 成 金 収 入	500	
そ の 他	160	2,855
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	2,767	
為 替 差 損	2,731	
そ の 他	391	5,890
経 常 利 益		1,240,157
特 別 利 益		
持 分 変 動 益	24,121	24,121
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	75,218	
リ ー ス 資 産 処 分 損	31,131	106,349
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,157,929
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	654,069	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,390	652,679
少 数 株 主 損 失		59,809
当 期 純 利 益		565,059

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	2,315,450	2,865,930	1,216,353	—	6,397,734
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	8,800	8,800			17,600
当 期 純 利 益			565,059		565,059
自 己 株 式 の 取 得				△499,939	△ 499,939
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	8,800	8,800	565,059	△499,939	82,720
平成19年3月31日 残高	2,324,250	2,874,730	1,781,413	△499,939	6,480,455

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高	△ 475	△ 475	—	6,397,258
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				17,600
当 期 純 利 益				565,059
自 己 株 式 の 取 得				△ 499,939
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 919	△ 919	74,893	73,974
連結会計年度中の変動額合計	△ 919	△ 919	74,893	156,694
平成19年3月31日 残高	△1,395	△1,395	74,893	6,553,953

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 ジョイジョイ株式会社
株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ジョイジョイ株式会社の決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

親会社及び国内連結子会社は定率法によっております。

在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

無形固定資産

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

ぐるなび会員に付与したポイントの使用に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、6,479,059千円であります。

当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(企業結合に係る会計基準等)

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業権」及び「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。

2. 追加情報に関する注記

(その他の関係会社の合併及び会社分割並びに当社の合併について)

当社は平成19年3月15日開催の当社取締役会において、当社のその他の関係会社である㈱NKBホールディングス、㈱NKBホールディングスの株主である㈱フジトラベルセンター及び㈱インターネットなび東京との間で、(1) ㈱NKBホールディングスを存続会社とし、㈱エヌケービー及び㈱フジトラベルセンターを消滅会社とする吸収合併、(2) (1)の合併の効力発生後の㈱NKBホールディングスを分割会社とし、㈱インターネットなび東京を承継会社とする分割型吸収分割、(3) 当社を存続会社とし、(2)の会社分割の効力発生後の㈱インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併に関し、基本合意書を締結する決議を行い、同日基本合意書を締結しております。なお、本件は当社株主構成の明瞭化及び当社グループ内事業再編による経営効率化を目的としております。

当社に関する事項

① 合併する相手会社（消滅会社）

商号	㈱インターネットなび東京
事業内容	Let's Enjoy Tokyo事業
資本金	10百万円

② 合併方式

当社を存続会社、㈱インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併

③ 合併比率

外部機関の評価を参考に、当事会社間で協議の上、決定いたします。

なお、㈱インターネットなび東京から承継する『Let's Enjoy Tokyo事業』の規模は当社に比べ小規模であり、合併において承継する資産・負債の大部分を当社株式が占めることとなります。従って、最終的には今後の事業計画の分析、相乗効果の分析及び合併比率の検討の結果によりますが、㈱インターネットなび東京の保有する当社の株式の全部又は一部を代用自己株式とするほかには、当社株式の発行・交付は行わないこととなる見込みです。

④ 今後の日程

合併契約書締結	平成19年5月25日（予定）
合併契約承認株主総会	平成19年6月22日（予定）
合併効力発生日	平成19年10月1日（予定）

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

302,955千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式(注)1				
普通株式	258,145	785	—	258,930
合計	258,145	785	—	258,930
自己株式(注)2				
普通株式	—	2,577	—	2,577
合計	—	2,577	—	2,577

- (注) 1. 発行済株式の増加は、新株引受権又は新株予約権の行使による増加であります。
2. 自己株式の増加は、市場買付による増加であります。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	179,447	利益剰余金	700	平成19年 3月31日	平成19年 6月23日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年9月28日 臨時株主総会及び 平成13年9月28日 取締役会	平成15年6月25日 臨時株主総会及び 平成15年8月29日 取締役会	平成15年6月25日 臨時株主総会及び 平成16年3月31日 取締役会
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	150株	440株	320株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 25,273円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 2,196円85銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,861,332	流動負債	1,461,161
現金及び預金	2,578,295	買掛金	70,218
受取手形	4,006	未払金	686,154
売掛金	1,850,851	未払法人税等	332,460
仕掛品	11,702	未払消費税等	53,133
前払費用	91,575	前受金	249,455
繰延税金資産	98,272	預り金	37,456
未収入金	462,977	ポイント引当金	16,401
その他	11,026	その他	15,880
貸倒引当金	△ 247,375	固定負債	8,629
固定資産	3,364,125	その他	8,629
有形固定資産	496,615	負債合計	1,469,790
建物	140,896	(純資産の部)	
工具器具備品	355,719	株主資本	6,755,667
無形固定資産	1,648,810	資本金	2,324,250
のれん	30,400	資本剰余金	2,874,730
ソフトウェア	1,517,175	資本準備金	2,874,730
ソフトウェア仮勘定	99,377	利益剰余金	2,056,626
その他	1,856	その他利益剰余金	2,056,626
投資その他の資産	1,218,699	繰越利益剰余金	2,056,626
関係会社株式	372,500	自己株式	△ 499,939
関係会社出資金	190,000	純資産合計	6,755,667
関係会社長期貸付金	180,000	負債純資産合計	8,225,458
長期前払費用	2,280		
繰延税金資産	65,062		
敷金保証金	468,279		
その他	40,470		
投資損失引当金	△ 99,894		
資産合計	8,225,458		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,543,662
売 上 原 価		2,278,172
売 上 総 利 益		9,265,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,739,072
営 業 利 益		1,526,416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,292	
助 成 金 収 入	500	
そ の 他	59	3,852
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	2,767	
そ の 他	100	2,867
経 常 利 益		1,527,400
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	74,370	
リ ー ス 資 産 処 分 損	31,131	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	99,894	205,396
税 引 前 当 期 純 利 益		1,322,004
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	652,818	
法 人 税 等 調 整 額	△ 43,532	609,286
当 期 純 利 益		712,718

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金			
平成18年3月31日 残高	2,315,450	2,865,930	2,865,930	1,343,907	1,343,907	—	6,525,288	6,525,288
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	8,800	8,800	8,800				17,600	17,600
当 期 純 利 益				712,718	712,718		712,718	712,718
自 己 株 式 の 取 得						△499,939	△499,939	△499,939
事業年度中の変動額合計	8,800	8,800	8,800	712,718	712,718	△499,939	230,379	230,379
平成19年3月31日 残高	2,324,250	2,874,730	2,874,730	2,056,626	2,056,626	△499,939	6,755,667	6,755,667

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式……………移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産……………定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 3～15年
工具器具備品 3～10年

- ② 無形固定資産……………のれんについては、5年間の均等償却を行っております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用……………均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金
ぐるなび会員に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- ③ 投資損失引当金
関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 重要な会計方針の変更

① 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、当事業年度末の「純資産の部」と同額であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

② 企業結合に係る会計基準等

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

前事業年度において「営業権」として掲記されていたものは、当事業年度から「のれん」として表示しております。

2. 追加情報に関する注記

(その他の関係会社の合併及び会社分割並びに当社の合併について)

当社は平成19年3月15日開催の当社取締役会において、当社のその他の関係会社である㈱NKBホールディングス、㈱NKBホールディングスの株主である㈱フジトラベルセンター及び㈱インターネットなび東京との間で、(1) ㈱NKBホールディングスを存続会社とし、㈱エヌケービー及び㈱フジトラベルセンターを消滅会社とする吸収合併、(2) (1)の合併の効力発生後の㈱NKBホールディングスを分割会社とし、㈱インターネットなび東京を承継会社とする分割型吸収分割、(3) 当社を存続会社とし、(2)の会社分割の効力発生後の㈱インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併に関し、基本合意書を締結する決議を行い、同日基本合意書を締結しております。なお、本件は当社株主構成の明瞭化及び当社グループ内事業再編による経営効率化を目的としております。

当社に関する事項

① 合併する相手会社（消滅会社）

商号	㈱インターネットなび東京
事業内容	Let's Enjoy Tokyo事業
資本金	10百万円

② 合併方式

当社を存続会社、㈱インターネットなび東京を消滅会社とする吸収合併

③ 合併比率

外部機関の評価を参考に、当事会社間で協議の上、決定いたします。

なお、㈱インターネットなび東京から承継する『Let's Enjoy Tokyo事業』の規模は当社に比べ小規模であり、合併において承継する資産・負債の大部分を当社株式が占めることとなります。従って、最終的には今後の事業計画の分析、相乗効果の分析及び合併比率の検討の結果によりますが、㈱インターネットなび東京の保有する当社の株式の全部又は一部を代用自己株式とするほかには、当社株式の発行・交付は行わないこととなる見込みです。

④ 今後の日程

合併契約書締結	平成19年5月25日（予定）
合併契約承認株主総会	平成19年6月22日（予定）
合併効力発生日	平成19年10月1日（予定）

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	299,389千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	15,131千円
長期金銭債権	180,000千円
短期金銭債務	87,905千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

57,374千円

営業費用

492,785千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息

1,302千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	一株	2,577株	一株	2,577株

(注) 自己株式の増加は、市場買付による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額

45,265

投資損失引当金否認

40,656

未払事業税否認

25,936

減価償却超過額

17,056

一括償却資産損金算入限度超過額

13,120

リース料否認

8,693

ポイント引当金否認

6,675

その他

5,930

繰延税金資産合計

163,334

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
住民税均等割等	1.2
留保金課税	1.1
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
建 物	254	114	139
工 具 器 具 備 品	192,839	85,812	107,026
ソ フ ト ウ ェ ア	385,229	182,855	202,373
合 計	578,322	268,782	309,540

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	106,081千円
1 年 超	207,812千円
合 計	313,893千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	157,801千円
減 価 償 却 累 計 額	150,364千円
支 払 利 息 相 当 額	5,824千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及しは職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱フジトラベルセンター	東京都大田区	10,000	飲食店経営	(被所有)直接7.8%	兼任1人	—	会議費	487	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱フジトラ	東京都中央区	10,000	飲食店経営	—	兼任1人	—	会議費	616	未払金	97
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱大江戸	東京都中央区	10,000	飲食業	—	—	当社加盟店	販促サービス利用	1,344	売掛金 前受金	107 44

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及しは職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ジョイジョイ㈱	東京都千代田区	112,500	ウェディング事業	所有直接95%	兼任5人	—	資金の貸付 利息の受取	180,000 1,302	関係会社長期貸付金 —	180,000 —

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及しは職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	㈱エヌケービー	東京都千代田区	90,000	交通広告事業	(被所有)直接1.6%	兼任1人	—	広告売上	11,962	売掛金	1,577

- (注) 1. 上記(1)、(2)及び(3)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等一般取引条件と同様に決定しております。
3. ㈱フジトラベルセンターは、当社の取締役会長である滝久雄及びその近親者が議決権の過半数(76.0%)を自己の計算において所有しております。
一方、㈱フジトラベルセンターは平成18年12月1日に新設分割により設立した㈱フジトラに飲食業を移転しております。なお、㈱フジトラは㈱フジトラベルセンターの100%子会社であります。
4. 当社の取締役である湧井真由美の配偶者が㈱大江戸の議決権の100%を直接保有しております。
5. ㈱エヌケービーは、当社のその他の関係会社㈱NKBホールディングスの100%子会社であります。
6. 当社の取締役会長である滝久雄は、㈱エヌケービー、㈱フジトラベルセンター及び㈱フジトラの代表取締役社長を兼任しており、当社と㈱エヌケービー、㈱フジトラベルセンター及び㈱フジトラとの取引は、いわゆる第三者のための取引に該当しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	26,352円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,770円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆野 力 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小田 哲生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成19年3月15日開催の取締役会において、㈱インターネットなび東京との合併に関する基本合意書を締結する決議を行い、同日基本合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆野 力 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小田 哲生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成19年3月15日開催の取締役会において、㈱インターネットなび東京との合併に関する基本合意書を締結する決議を行い、同日基本合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室及び管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年 5月22日

株式会社ぐるなび 監査役会

常勤監査役	増	本	愈	㊟	
監査役	平	松	一	朗	㊟
監査役	広	瀬	明	彦	㊟
監査役	森	本	友	則	㊟

追記情報、他

個別注記表及び連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成19年3月15日開催の取締役会において、(株)インターネットなび東京との合併に関する基本合意書を締結する決議を行い、同日基本合意書を締結しています。

監査役増本 愈、平松一朗、広瀬明彦及び森本友則は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第18期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金700円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は金179,447,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の拡大に伴う事業内容の多様化に対応するため、第2条（目的）に目的事項の追加及びこれに伴う記載順序の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (条文省略)</p> <p><u>②インターネット等による通信販売およびその斡旋仲介</u></p> <p><u>③書籍、雑誌、その他印刷物および電子出版物の企画、制作ならびに販売</u></p> <p><u>④著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用</u></p> <p><u>⑤一般広告代理業</u></p> <p><u>⑥ラジオ、テレビ、新聞、雑誌の広告企画、制作および販売</u></p> <p><u>⑦経営コンサルティング業務</u></p> <p><u>⑧労働者派遣業</u></p> <p><u>⑨不動産の賃貸、管理ならびに仲介業</u></p> <p><u>⑩損害保険代理業</u></p> <p><u>⑪旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>⑫前払式証券の発行および販売</u></p> <p><u>⑬各種商品券、チケット、割引優待券の販売およびその斡旋業</u></p> <p><u>⑭前各号に関連する一切の業務</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p><u>②企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務</u></p> <p><u>③経営コンサルティング業務</u></p> <p><u>④ラジオ、テレビ、新聞、雑誌の広告企画、制作および販売</u></p> <p><u>⑤書籍、雑誌、その他印刷物および電子出版物の企画、制作ならびに販売</u></p> <p><u>⑥一般広告代理業</u></p> <p><u>⑦企業の商品に関する販売促進、販売代理店業務および情報・サービスに関する提供促進に関する受託業務</u></p> <p><u>⑧マーケティングリサーチ業務</u></p> <p><u>⑨インターネット等による通信販売およびその斡旋仲介</u></p> <p><u>⑩旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>⑪酒類の販売</u></p> <p><u>⑫損害保険代理業</u></p> <p><u>⑬不動産の賃貸、管理ならびに仲介業</u></p> <p><u>⑭労働者派遣業</u></p> <p><u>⑮前払式証券の発行および販売</u></p> <p><u>⑯電子マネーおよびその他の電子的価値情報(物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの)の発行、販売および管理ならびにその代理業</u></p> <p><u>⑰各種商品券、チケット、割引優待券の販売およびその斡旋業</u></p> <p><u>⑱著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用</u></p> <p><u>⑲前各号に関連する一切の業務</u></p>

第3号議案 株式会社インターネットなび東京との合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社は、平成17年4月にヘラクレス市場に上場して以来、更なる飛躍を目指した事業展開をしております。このような環境のもと、当社は企業内容の透明性を一層高めるための施策として株主構成の明瞭化、また更なる関連事業の発展を果たすよう当社グループ内事業再編による経営効率化を目的に、平成19年3月15日付をもって株式会社NKBホールディングス、株式会社エヌケービー、株式会社フジトラベルセンター及び株式会社インターネットなび東京との間で、グループ再編にかかる基本合意書を締結いたしました。この基本合意書に基づき一連のグループ再編を行ってまいりましたが、今般、その最終段階として、株式会社インターネットなび東京と合併契約を締結いたしました。

・株主構成の明瞭化

当社のその他の関係会社である株式会社NKBホールディングス、株式会社エヌケービー、株式会社フジトラベルセンターは、当社の創業者であり取締役会長である滝久雄及びその親族等により主として出資されております。しかし上記3社が未公開会社であるため経営実態が解り難い側面があり、企業内容の透明性を高めるため、当社株式の保有形態を滝久雄とその親族等による直接・間接混合保有から直接保有のみに統一することといたしました。

・グループ内事業再編による経営効率化

株式会社インターネットなび東京では、「Let's Enjoy TOKYO事業」（平成19年5月24日に株式会社エヌケービー（旧商号 株式会社NKBホールディングス）から会社分割により承継）という「東京おでかけサイト」を東京メトロと共同で運営し、東京のおでかけ情報の提供を主業務としておりますが、おでかけ情報に占める「食」の比率が高く、掲載店舗数約40,000店のうち約22,000店が「食」に関係する情報の提供となっております。他方、当社は、「食」の分野を核とした関連事業の拡大を目指しており、「Let's Enjoy TOKYO事業」については、当社の事業との間でコンテンツ、ビジネスモデル等多くの共通項があり、当社にて事業を行なうことによる経営効率の向上（ノウハウ・コンテンツの共同利用、人的資源の有効活用等）、相乗効果等の期待が見込めるため、今回、「Let's Enjoy TOKYO事業」を当社が承継することといたしました。

2. 会社法第795条第3項に関する事項

株式会社インターネットなび東京は、その資産として、当社普通株式88,580株を保有しており、当社と株式会社インターネットなび東京の吸収合併の効力発生により、当該株式は、当社が株式会社インターネットなび東京から承継することとなります。

3. 合併契約の内容の概要

合併契約書（写）

株式会社ぐるなび（住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 以下「甲」という。）及び株式会社インターネットなび東京（住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 以下「乙」という。）とは、甲を存続会社とし、乙を消滅会社とする合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（合併効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成19年10月1日とする。但し、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙協議の上変更することができる。

第3条（合併対価及び割当）

1. 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の株式に代わり、甲が本合併により乙から承継する甲の株式88,378株を交付する。
2. 甲は、本合併効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された甲を除く株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.0000394株の割合をもって割当交付する。

第4条（増加すべき資本金及び準備金）

1. 甲が本合併により増加すべき資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 資本金 0円
 - (2) 資本準備金 0円
 - (3) 利益準備金 0円
2. 前項の額は、本合併効力発生日における乙の財産状態を考慮して、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第5条（合併承認総会）

甲は平成19年6月22日に、乙は平成19年6月21日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙協議の上この期日を変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

1. 乙は、平成18年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債ならびに権利義務を本合併効力発生日において甲に引継ぐ。
2. 乙は、平成19年1月1日から本合併効力発生日に至る間の資産及び負債ならびに権利義務の変動について、計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲は平成19年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。）又は登録株式質権者に対し、第5条に定める甲の株主総会の決議を得て、1株当たり金700円、総額金179,447,100円を限度として、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約の締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は、本合併効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。この場合、勤続年数は、乙における勤続年数を甲における勤続年数に通算し、その他の取扱いについては、甲及び乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本合併効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙協議のうえ合併条件若しくは本合併効力発生日を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（合併契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙のいずれかの株主総会の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印のう
え、各 1 通を保有する。

平成19年 5 月25日

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

甲： 株式会社ぐるなび

代表取締役 久 保 征一郎

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

乙： 株式会社インターネットなび東京

代表取締役 滝 久 雄

4. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

① 株式会社インターネットなび東京（以下、「なび東京」という。）の
株主に対して当社が交付する株式の数の算定方法

合併比率算定の公平性及び妥当性を確保する観点から、当社は第三者
機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングに、
なび東京は第三者機関である A S G マネジメント株式会社に、合併比率
の算定を依頼しました。株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサル
ティング及び A S G マネジメント株式会社は、当社及びなび東京の公開
資料、各社から提出された諸資料等に基づき、当社及びなび東京に合併
比率算定書を提出いたしました。株式会社キャピタル・ストラテジー・
コンサルティングは、当社については市場株価平均法による評価を行い、
なび東京については修正簿価純資産額法及び D C F（ディスカウント
キャッシュフロー）法による評価を行い、両社の合併比率を算定いたし
ました。A S G マネジメント株式会社は、当社については市場株価平均
法による評価を行い、なび東京については修正簿価純資産法及び D C F
法による評価を行い、両社の合併比率を算定いたしました。算定結果を

参考として、当社及びなび東京は協議・検討を行った結果、本合併に際して、当社がなび東京の株主に対し、その所有するなび東京の普通株式に代わり、当社の普通株式88,378株を交付することを決定いたしました。

- ② なび東京の株主に対して当社が交付する株式の割当てに関する事項
当社及びなび東京は、第三者機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング及びA S Gマネジメント株式会社の算定結果を参考として、協議・検討を行った結果、当社が、本合併に際して、合併の効力発生日の前日の最終のなび東京の株主名簿に記載された株主に対して、その所有するなび東京の普通株式1株につき当社の普通株式0.0000394株の割合をもって割当てを行うことを決定いたしました。
- ③ 合併により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項
当社は、当社における機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能にするため、当社が本合併に際して増加する資本金及び準備金の額を次のとおり決定致しました。
- | | |
|---------|----|
| イ 資本金 | 0円 |
| ロ 資本準備金 | 0円 |
| ハ 利益準備金 | 0円 |

当社は合併により増加する資本金及び準備金の額の決定にあたって『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』及び『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』に則り、なび東京の株主に割当てする当社自己株式の処分に係る会計処理を適正に行うべく、上記のとおり合併により増加する資本金及び準備金の額を取締役会において決定したものであります。

当社は、上記①ないし③のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断します。

- (2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

なび東京は、新株予約権は発行しておらず、該当事項はございません。

- (3) なび東京の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙記載のとおりでございます。
- (4) なび東京の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。

(5) なび東京における最終事業年度の末日後以降の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

平成19年5月24日を効力発生日として、なび東京は、株式会社エヌケービーとの間で会社分割を行い、株式会社エヌケービーより「Let's Enjoy TOKYO事業」に関して有する権利義務を承継しております。なび東京が株式会社エヌケービーから承継する資産及び負債の額は、概算で、それぞれ1,468百万円及び38百万円です。

(6) 当社における最終事業年度の末日後以降の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容
該当事項はございません。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	久保 征一郎 (昭和20年10月14日生)	昭和44年4月 (株)光陽製作所入社 昭和52年3月 (株)テックメイト設立、代表取締役 昭和59年1月 (株)エヌケービー入社、情報システム事業部長 昭和59年8月 (株)エヌケービーコンピュータサービス(現(株)エヌケービーシステム開発)代表取締役 平成5年6月 (株)エヌケービー取締役 平成6年10月 当社取締役 平成8年6月 (株)エヌケービー常務取締役 平成11年12月 当社常務取締役 平成12年10月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年10月 ジョイジョイ(株)代表取締役社長(現任) 平成17年11月 (株)ぐるなびプロモーションコミュニティ 代表取締役社長(現任) 平成17年11月 咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社) 董事長(現任) 平成18年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任)	1,160株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
2	滝 久 雄 (昭和15年2月3日生)	昭和38年4月 三菱金属㈱(現三菱マテリアル㈱)入社 昭和42年6月 ㈱日本交通文化協会入社 同年同月 交通文化事業㈱(現㈱エヌケービー)入社 昭和49年5月 ㈱日本交通文化協会理事 昭和50年12月 ㈱エヌケービー代表取締役専務 昭和51年2月 ㈱日本交通文化協会専務理事 同年同月 ㈱フジトラベルセンター代表取締役社長(現任) 昭和60年6月 ㈱エヌケービー代表取締役社長 平成元年10月 当社取締役 平成5年6月 ㈱日本交通文化協会理事長(現任) 平成11年12月 当社代表取締役会長兼社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 平成16年3月 当社取締役会長(現任) 平成17年9月 ㈱NKBホールディングス(現㈱エヌケービー)代表取締役社長(現任) 平成17年10月 ジョイジョイ㈱取締役(現任)	50,240株
3	倉 沢 仁 (昭和25年12月12日生)	昭和48年4月 ㈱北辰電機製作所入社 昭和57年4月 パイオニア㈱入社 昭和62年7月 ㈱エヌケービーコンピュータサービス(現㈱エヌケービーシステム開発)入社、技術部長 平成元年10月 同社取締役 平成6年4月 ㈱エヌケービー経営企画室長兼営業3部長 平成8年6月 ㈱エヌケービー取締役 平成12年2月 当社監査役 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 ㈱エヌケービー常務取締役 平成17年2月 当社常務取締役管理部門長 平成17年7月 当社常務取締役管理本部長兼管理部門長 平成18年6月 当社取締役副社長(現任)	360株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	香 月 壯 一 (昭和26年5月11日生)	昭和51年4月 (株)東急百貨店入社 平成3年6月 同社経営政策室経営企画課長 平成10年7月 同社営業政策部長 平成13年2月 同社グループ事業統括室長 平成17年6月 東急カード(株)取締役営業開発 部長 平成17年10月 当社常務執行役員管理本部管 理部門長 平成18年6月 当社常務取締役管理本部長兼 管理部門長(現任)	一株
5	鈴 木 清 司 (昭和34年3月7日生)	昭和56年4月 パイオニア(株)入社 昭和62年11月 (株)エヌケービーコンピュータ サービス(現(株)エヌケービー システム開発)入社 平成9年9月 同社取締役技術部長 平成11年12月 当社取締役技術部長 平成14年1月 当社取締役技術部長兼制作部 長 平成15年6月 当社取締役技術部門長(現任)	400株
6	湧 井 真由美 (昭和47年10月23日生)	平成7年4月 (株)エヌケービー入社 平成12年4月 当社入社 平成13年4月 当社加盟店事業部部长 平成14年4月 当社営業部代表シニアマネー ジャー 平成15年6月 当社取締役営業部門代表 平成18年4月 当社取締役営業本部副本部長 兼企画部門長(現任)	280株
7	菊 池 俊 彦 (昭和46年4月27日生)	平成8年4月 日揮(株)入社 平成15年11月 当社取締役 平成16年2月 当社取締役新規事業推進室長 平成16年10月 当社取締役企画部門長兼新規 事業推進室長 平成18年4月 当社取締役咕嘟妈咪(上海)信 息咨询有限公司(ぐるなび上 海社)総経理(現任)	120株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	福島常浩 (昭和32年8月2日生)	昭和57年4月 味の素(株)入社 平成12年1月 GEエジソン生命保険(株)入社 平成12年8月 株式会社エヌポイント代表取締役 平成13年3月 三菱商事(株)入社 平成13年6月 カスタマー・コミュニケーションズ(株)取締役 平成18年4月 当社執行役員CRM部門長 平成18年6月 当社取締役CRM部門長 平成19年4月 当社取締役マーケティング部門長(現任)	一株
9	中島邦雄 (昭和16年4月27日生)	昭和43年4月 通商産業省入省 平成5年7月 同省大臣官房参事官(環境立地局担当) 平成6年6月 同省大臣官房審議官(基礎産業局担当) 平成8年6月 同省関東通商産業局長 平成9年7月 同省大臣官房技術総括審議官 平成11年9月 勸化学技術戦略推進機構専務理事 同年同月 東京大学国際・産学共同研究センター客員教授 平成12年7月 東京工業大学大学院理工学研究科教授 平成16年4月 政策研究大学院大学教授(現在は同大学客員教授) 平成16年8月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 中島邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 中島邦雄氏につきましては、大学教授としての専門的な知識・経験を有しており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの知識・経験を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年10ヶ月であります。
 - (3) 同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役増本愈、平松一朗、広瀬明彦の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	増本 愈 (昭和18年10月4日生)	昭和41年4月 三菱信託銀行(株)入社 昭和63年7月 同社国際審査部長 平成2年10月 同社海外営業開発部長 平成4年6月 同社神戸支店長 平成7年6月 同社日本橋支店長 平成11年4月 (株)エムティビーインベストメントテクノロジー研究所常務取締役 平成12年6月 一成証券(株)監査役 平成14年9月 菱進ビル(株)監査役 平成15年6月 当社監査役 平成17年5月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	広瀬 明彦 (昭和14年11月3日生)	昭和36年4月 東急国際ホテル(株)(現(株)東急ホテルチェーン)銀座東急ホテル入社 昭和57年2月 同社仙台東急ホテル副総支配人 昭和62年4月 同社本社営業課長 平成3年9月 (株)東急ホテルフードシステム取締役営業部長 平成5年3月 同社常務取締役 平成11年3月 同社取締役社長 平成16年8月 当社監査役(現任)	40株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	石渡恒夫 (昭和16年4月5日生)	昭和39年4月 京浜急行電鉄(株)入社 平成1年6月 同社経理部長 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成12年9月 同社グループ事業室長兼経営計画室長兼情報ビジネス企画部長 平成13年6月 同社地域開発本部長兼経営計画室長 平成14年9月 (株)葉山マリナー代表取締役社長 平成15年6月 京浜急行電鉄(株)専務取締役 平成17年6月 同社取締役社長(現任) 同年同月 (株)ホテルグランバンフィック取締役社長(現任)	一株

- (注) 1. 増本愈氏、広瀬明彦氏及び石渡恒夫氏の3氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 増本愈氏につきましては、財務・会計分析に関する業務に従事し培われた専門的な知識・実務経験を当社の経営に反映していただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 - (3) 同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 - (4) 広瀬明彦氏につきましては、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験・知識等に基づいた助言や監視を期待して社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (5) 同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年10ヶ月であります。
 - (6) 同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 - (7) 石渡恒夫氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (8) 同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

以 上

[別 紙]

株式会社 インターネットなび東京

事 業 報 告

〔自 平成18年1月1日〕
〔至 平成18年12月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

1) 事業の経過およびその成果

当会計年度におけるわが国経済は、堅調な内需の拡大や輸出の拡大を背景に企業収益が向上し、雇用環境にも着実な改善が見られましたが、民間最終消費支出はほぼ横ばいに留まり、順調な回復軌道にあるとまでは言い切れない状態となっております。また、全般的には賃金抑制と生産性向上の結果、賃金面からの物価上昇圧力は限定的で個人消費についても回復基調を確認できるレベルには至っておりません。

このような環境のなかで、当社は、インターネット事業拡大のため設立されましたが、未だ新規事業を立ち上げることができず、現在に至っております。

2) 設備投資等の状況

記載すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4) 対処すべき課題

内外の諸情勢からみて、今後とも厳しい企業環境が予想されますが、当社では、平成19年中に、株式会社NKBホールディングスのIT事業部門の一つであるインターネット情報提供サイト「レッツエンジョイ東京」事業について業務移管を受ける予定であり、当該事業の円滑な業務移管および更なる発展に努めてまいります。

5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第1期 (平成14年度)	第2期 (平成15年度)	第3期 (平成16年度)	第4期 (平成17年度)	第5期 (平成18年度)
売 上 高	0	0	0	0	0
当 期 純 利 益	△ 474	△ 58	△ 101	△ 102	△ 100
一株当り当期純利益	△ 2.37	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
資 産 合 計	9,525	9,466	9,365	9,263	9,162
純 資 産 合 計	9,525	9,466	9,365	9,263	9,162

6) 主要な事業内容

当社はインターネットならびにコンピュータ等の情報端末機器を利用した情報処理サービス業務ならびに情報提供サービス業務を主たる事業としております。

7) 事業所

本社：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル

8) 従業員の状況

記載すべき事項はありません。

9) 主要な借入先の状況

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成18年12月31日現在）

- | | |
|-------------|------|
| 1) 発行可能株式総数 | 800株 |
| 2) 発行済株式の総数 | 200株 |
| 3) 当期末株主数 | 2名 |
| 4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
滝久雄	135株	67.5%
(株)フジトラベルセンター	65株	32.5%

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役および監査役の氏名等

役名および職名	氏名	主な職業
代表取締役社長	滝久雄	(株)NKBホールディングス 代表取締役社長
取締役	齋藤竹史	(株)エヌケービー 常務取締役
取締役	平井秀和	(株)バンダネット 取締役
監査役	坂寄繁	公認会計士

2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	3名	0千円
監査役	1名	0千円

株式会社 インターネットなび東京

貸借対照表

平成18年12月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	当 期	科 目	当 期
【流動資産】	[9,162,997]	株 主 資 本	
現金及び預金	9,162,997	【資本金】	[10,000,000]
		【利益剰余金】	[△ 837,003]
		繰越利益剰余金	△ 837,003
資 産 合 計	9,162,997	純 資 産 合 計	9,162,997

損益計算書

〔自 平成18年1月1日〕
〔至 平成18年12月31日〕

(単位：円)

科 目	当 期
【販売費及び一般管理費】	[101,038]
営 業 損 失	△101,038
【営業外収益】	[938]
受 取 利 息	938
経 常 損 失	△100,100
税 引 前 当 期 純 損 失	△100,100
当 期 純 損 失	△100,100

株式会社 インターネットなび東京

株主資本等変動計算書

〔自 平成18年1月1日〕
〔至 平成18年12月31日〕

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金				
前 期 末 残 高	10,000,000	△736,903	△736,903	9,263,097	9,263,097
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失		△100,100	△100,100	△ 100,100	△ 100,100
当 期 変 動 額 合 計	0	△100,100	△100,100	△ 100,100	△ 100,100
当 期 末 残 高	10,000,000	△837,003	△837,003	9,162,997	9,162,997

注記 1. 発行済株式および自己株式に関する事項

	前 期 末	当 期 末	摘 要
発行済株式（全て普通株式）	200株	200株	

2. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当なし

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 消費税の会計処理

税込方式によっています。

株式会社 インターネットなび東京

監 査 報 告 書

平成19年2月14日

株式会社インターネットなび東京

代表取締役社長 滝 久雄 殿

監 査 役 坂 寄 繁 ㊞

私は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

以 上

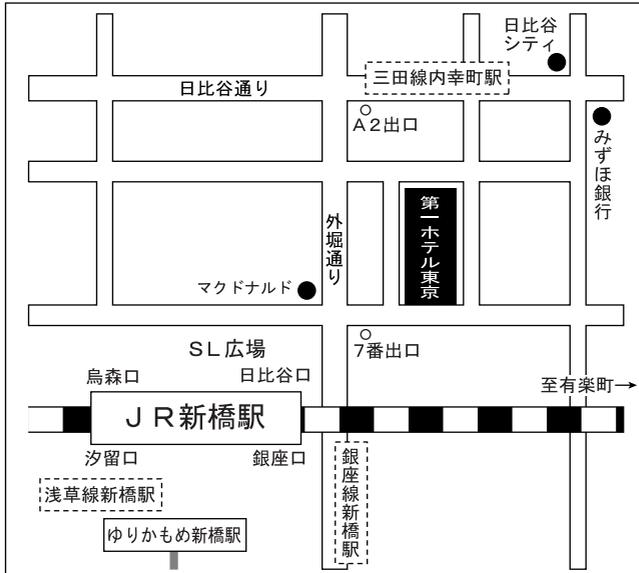
第18回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京

5階 ラ・ローズ

電話 03-3501-4411



- JR線・東京メトロ銀座線
- 都営地下鉄浅草線
- 都営地下鉄三田線

- 新橋駅より徒歩2分
- 新橋駅より徒歩4分
- 内幸町駅より徒歩3分